

一般財団法人徳島県環境整備公社廃棄物適正処理推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人徳島県環境整備公社（以下「公社」という。）は、廃棄物の適正な処理を推進することにより、県民の生活環境の保全等を図るため、市町村等が行う廃棄物適正処理を推進する事業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
 - (2) 民間団体
- 2 前項第2号における民間団体にあつては、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限ることとし、2つ以上の民間団体で行う場合は、代表する団体に補助金を交付することができるものとする。
- (1) 徳島県内に住所又は活動の本拠を有すること。
 - (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかであること。
 - (3) 明確な会計経理を実施していること。
 - (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業を主たる目的とする団体でないこと。

(補助金の交付条件等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率等については、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1万円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに理事長に提出しなければならない。なお、市町村における推薦基準については、別に定めるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為又は規約（市町村以外の者が申請する場合のみ添付。）
- (4) 県若しくは市町村からの推薦書（様式第4号）（市町村以外の者が申請する場合のみ添付。ただし、市町村との共同事業の場合は不要。）
- (5) 歳入・歳出予算書の写し（市町村が申請する場合のみ添付。）
- (6) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 理事長は、前条の申請書類を受け取ったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、理事長は、必要と認めるときは、条件を付することができる。

- 2 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により

補助金の交付の申請をした者に対し、その旨を通知するとともに、市町村以外の者が補助金の交付を受けようとするときは、県若しくは市町村に通知する。

(変更等の承認)

第7条 補助対象事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の実施について重要な変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を中止する場合は、あらかじめ事業中止届出書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い時期までに事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 理事長は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金交付確定書により当該補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 市町村以外の補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、補助金請求書（様式第9号）により理事長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の交付)

第11条 理事長は、市町村の補助事業者に対しては、第9条の規定による補助金の額の確定をした後、補助金を交付するものとし、また、市町村以外の補助事業者に対しては、前条に規定する請求書を受け取った後に、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消等)

第12条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助対象事業を実施せず、完了する見込みがなくなったとき。
- (5) 補助対象事業の施行において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を補助金の交付のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

(雑 則)

第15条 この要綱の施行に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助金額等
<p>次に掲げる事業を補助対象とし、各事業の実施に要する経費を補助対象とする。ただし、次の経費は、補助対象経費から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①団体の運営・管理に使用する費用 ②常勤職員・会員の人件費 ③慰労的な食料費 ④備品購入費（事業の実施に直接必要と認められるものであって、1件当たり5万円以下のものを除く。） ⑤その他助成することが適当でないと認められる経費 	
<p>(1) ごみゼロ推進事業</p> <p>市町村が行う廃棄物の減量化等推進事業、環境教育・学習推進事業、その他の事業のうち、「徳島県廃棄物処理計画」の推進に資する事業（ハード整備を除く）</p>	<p>補助対象経費の1/3以内とし、1事業に対する限度額は30万円とする。</p>
<p>(2) 地域環境美化活動事業</p> <p>次に掲げる要件を全て満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①民間団体が行う不法投棄廃棄物の除去活動事業又は地域の清掃美化活動事業。 ②県民に参加を呼びかけ、30名以上の県民が参加する事業。 ③県若しくは補助対象事業を実施する場所の所在する市町村から推薦のある事業。 	<p>補助対象経費の1/2以内とし、1事業に対する限度額は、30万円とする。</p> <p>なお、補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象としない。</p>